



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 ネットワンシステムズ株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉野 孝行  
(コード:7518 東証第1部)  
照会先 取締役 執行役員 片山 典久  
本リリースに関する問い合わせ先  
経営企画本部 広報・IR 室長 井上 尚紀  
(TEL.03-6256-0615)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 16 日開催予定の第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 24 条第 2 項及び第 32 条第 2 項を変更するものであります。

なお、定款第 24 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第23条 <条文省略>	第1条～第23条 <現行どおり>
第24条(取締役の責任免除) 1. 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。)によって、法令の定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 2. 本会社は、 <u>社外取締役との間で、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第24条(取締役の責任免除) 1. 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。)によって、法令の定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 2. 本会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、 <u>任務を怠ったことによる</u> 損害賠償責任を限定する契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
第25条～第31条 <条文省略>	第25条～第31条 <現行どおり>
第32条(監査役の責任免除) 1. 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。)によって、法令の定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。 2. 本会社は、 <u>社外</u> 監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第32条(監査役の責任免除) 1. 本会社は、取締役会の決議(会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。)によって、法令の定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。 2. 本会社は、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。)を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第35条 <条文省略>	第33条～第35条 <現行どおり>

### 3. 日程

取締役会決議日	平成27年5月22日(金)
定時株主総会開催日	平成27年6月16日(火) 予定
定款変更の効力発生日	平成27年6月16日(火) 予定

以上